

質疑回答書

令和7年5月13日

件 名：伊賀市景観計画改定業務委託

No.	書類名	ページ	項目	質問	回答
1	仕様書	2	6. 住民意向調査	アンケート調査の実施に際して、発注者・受注者の役割分担について ①アンケート対象者の抽出、住所シールの作成は発注者、受注者のいずれが作業を行うのか。 ②封筒は、既成の封筒を使用するか、あるいは発注者の封筒を使用するか。	①アンケート対象者の抽出は発注者が行います。住所シールの作成は、受注者が用意したタックシールに発注者が印刷し受注者に渡します。 ②封筒は受注者の封筒を使用してください。
2	仕様書	2	9. 景観審議会の運営支援	①景観審議会会長、専門部会長への事前レク等への参加は必要ない、という理解でよろしいでしょうか。 ②景観審議会、専門部会委員への謝金、当日のお茶等は見積もりに計上しますか。	①お見込みのとおりです。しかし、必要に応じてWEB等の参加を求める場合もあります。 ②謝金は発注者側で対応しますので、見積りへの計上は不要です。また、当日のお茶等の計上も不要です。
3	仕様書	2	10. 地元説明会の開催支援	説明会の回数については、合計で2回という理解でよろしいですか。 例えば、複数の地区での説明の場合、各地区2回実施ということでしょうか。	説明会の回数は、全体で2回程度を想定していますが、受注者の提案方針に応じた回数の提案をしてください。
4	実施要領	2	5 参加条件 (1)	平成27年度以降に官公庁が発注した景観計画の策定または改定に係る業務を完成させた実績、について、複数年度業務（例えば3年間業務）のうち、2年間分は契約として業務を完成している場合は、業務実績として記載できますか。	業務が完成していることが確認できる書面の提出により判断します。
5	仕様書別紙		○検討事項	大項目、【景観形成基準の見直し】、【2つの景観計画の一本化】とあり、その後に「・配置」、「・色彩」・・・とありますが、この配置、色彩・・・は、【景観形成基準の見直し】の構成要素ではないでしょうか。 【景観形成基準の見直し】の後に「・配置」、「・色彩」・・・、その後に【2つの景観計画の一本化】ではないでしょうか。	景観形成基準の全体的な見直しを行うとともに、配置・色彩等は特に重要検討事項として記載しています。また、2つの景観計画の一本化についても検討を行います。

※この回答に対する質問は受付できません。